

2025年4月23日

各位

三井住友信託銀行株式会社

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は自主行動計画を策定し、今般、「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定しました。

こうした状況を踏まえ、三井住友信託銀行では、以下の対応を実施いたします。お客さまにおかれましては、インターネットバンキングなど各種代替手段への切り替えをご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

1. すべての当座勘定について、手形・小切手の発行を終了いたします。

2026年3月31日(火)をもって、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手の発行を終了いたします。当座勘定から現金出金が必要となる場合は、当社所定の払戻請求書でお取引店の窓口にてご請求ください。

なお、三井住友信託銀行より販売した未使用の手形・小切手は、今後、一定の条件を満たすものにつき、ご希望に応じて買戻しすることを検討しております。買戻しについての詳細は、決定次第、当社ホームページにてご案内いたします。

2. 銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行を終了いたします。

2026年3月31日(火)をもって、銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行を終了いたします。

3. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了いたします。

2026年3月31日(火)をもって、他行を支払地とする手形・小切手の当座預金、普通預金、定期預金等への預金入金扱いの受付を終了いたします。

4. 手形貸付等の取り扱いを終了する予定です。

2027年4月1日(木)以降を支払期日とする手形貸付など(手形割引、手形債権流動化も含む。一覧払の場合は返済期日が2027年4月1日(木)以降となるものが対象)については、今後取り扱いを終了する予定です。詳細は対象のお客さまに別途ご案内いたします。

以上